平成 24 年 5 月 14 日

各　　位

会 社 名　　株式会社 東 北 銀 行
代表者名　　取締役頭取　浅　沼　　新
（コード番号　８３４９　東証第一部）
問合せ先　　経営企画部長　高 橋　淳 悦
（TEL．019 - 651 - 6161）

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 21 日開催予定の第 92 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当行は、平成24年3月12日付「東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討について」でお知らせいたしましたとおり、東日本大震災からの地域のお客様の復興に向け、長期的かつ積極的な資金供給に万全を期すことを目的として、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加の検討に着手しております。かかる国の資本参加を申請する場合に備えて、普通株式とは異なる種類の株式（第一種優先株式）の発行を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、第一種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

① 新たな株式の種類として第一種優先株式を追加するため、現行定款第6条に第一種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて発行可能株式総数を増加させ、併せて普通株式の発行可能種類株式総数の規定を設けたものです。

② 変更案第2章の2において第一種優先株式に関する規定を追加し、変更案第19条において種類株主総会に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 21 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 21 日（木）

以上

（別紙）

変更の内容　　（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第2章　株式	第2章　株式
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、１億5,000万株とする。	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第6条　当銀行の発行可能株式総数は3億株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3億株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は3億株とする。
第7条　　省略	第7条　　省略（現行どおり）
（単元株式数） 第8条　当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第8条　当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。
第９条～第11条　　省略	第９条～第11条　　省略（現行どおり）
（株式取扱規程） 第12条　当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（新　設）	第2章の2　優先株式
（新　設）	（第一種優先配当金） 第12条の2　当銀行は、第41条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、

現行定款	変更案
	株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ②　ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③　第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
（新 設）	（第一種優先中間配当金） 第12条の3　当銀行は、第42条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

現行定款	変更案
（新 設）	（第一種優先株主に対する残余財産の分配） 第12条の4　当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。 ②　第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
（新 設）	（第一種優先株主の議決権） 第12条の5　第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
（新 設）	（普通株式を対価とする取得請求権） 第12条の6　第一種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引

現行定款	変更案
	換えに、第3項に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。 ② 取得請求期間は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。 ③ 当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。 ④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。
（新 設）	（金銭を対価とする取得条項） 第12条の7 当銀行は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得すると

現行定款	変更案
	きは、按分比例の方法による。 ②　当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。
（新 設）	（普通株式を対価とする取得条項） 第12条の8　当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
（新 設）	（株式の分割又は併合及び株式無償割当て） 第12条の9　当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 ②　当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

現行定款	変更案
（新 設）	（除斥期間） 第12条の10　第43条の規定は、第一種優先配当金及び第一種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第13条　　省略	第13条　省略（現行どおり）
（基準日） 第14条　当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第14条　当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生の要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の基準日と同一日とする。
第15条～第18条　　省略	第15条～第18条　　省略（現行どおり）
（新 設）	（種類株主総会） 第19条　第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 ②　会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第19条～第42条　　省略	第20条～第43条　　省略（現行どおり）